

# ホスティングリセラー サービス同意事項書

## 1. サービスご提供を円滑に実現するためのご理解

ご同意チェック

弊社の「レンタルサーバー再販サービス」をご利用頂くにあたり、下記のような点について、皆様に温かいご理解とご賛同をいただくことで、弊社も安心して、円滑なサービスご提供が行えます。何卒ご協力をお願いいたします。

- (1) インターネットの世界が、元々、絶対的ではない不確定要素の高い分野・背景があることをご理解下さい。
- (2) 多数のドメインを収容するサーバー代行管理については、従来とても大変な作業となります。サーバー管理に携わる現場管理者にとって、お客様が、日常的に厳しく、ビジネスライクにしか接して頂けない場合、現場の作業自体が、精神的にとっても辛いものとなってしまいます。お客様の「寛容なご理解」「柔軟であたたかいお気持ち」が不可欠の分野であることを何卒ご理解下さい。
- (3) 不測の障害などトラブル発生時に、「どこが原因か？」の原因、責任箇所の切り分け意識をお持ち下さい。  
(サーバーの間に挟まる弊社のような業者は、何かトラブルが発生した際、弊社に何ら非がない場合でも、安易に弊社の責任と誤解釈されてしまうような背景があります。障害以外でも、やむを得ないイレギュラーな業界背景やお客様側で独自に制作したコンテンツの稼働成果、本来、システム開発会社などの第三者がサポート介入して、コンテンツ運用が成り立つ案件にまで、弊社が「そのサーバーの一部運用に携わった」というだけで、弊社にその責任所在の目を向けられてしまうケースがあり、サービス提供価格以上のサポート工数や、責任を問われてしまうような背景があるため。)
- (4) 「安心できる運用体制実現へのご協力」 サーバー運用には、無理のない安心できる運用（日頃からの負荷・リスク分散策、1台のサーバーにドメインを詰めすぎない運用策、将来的なサーバー老朽化に伴う、移転構想を踏まえた運用、刻々と変化するサーバー環境・各種バージョンや仕様・業界背景へ柔軟に対応頂くご姿勢など）をお願い致します。  
弊社サービスの仕組み上、弊社の範疇で及ばない運用上の不具合、諸問題については、一切の責任を負いかねます。

## 2. サービスご利用用途・サービスへのご理解

ご同意チェック

弊社サービスのご利用用途は、「ごく普通の一般エンドユーザー向けに、ごく普通のホスティングサービスを、ある程度同じ型にはまった方法で再販売するためのサービス」となります。弊社サービスで行うサポートや各種ご要望において、ご利用用途、通常サポート提供範囲を超え、弊社の他ユーザー様に行わないような、より本格的なサーバー管理・サポートや夜間緊急対応など必要とするコンテンツ運用や、個別の特殊なご要望を必要とされる場合は、御対応できかねます。弊社がサービス提供・対応が難しいと判断した、サーバーやドメインの運用は、環境の移動や、サービス提供の中止をさせて頂くケースもございます。

## 3. サポート対応時間（サポート対応時間外や夜間サポートは対応していません）

ご同意チェック

弊社サポートのご対応時間は、平日（月～金）までの9時～17時限定のベストエフォート型となります。平日時間外および土日祝の対応していません。時間外のお問い合わせについては、平日翌営業日に御対応させて頂きます。なお、サポート時間外（夜間など）における緊急サポートの対応時間は保障いたしていません。ご了承のほどお願いいたします。

（また、ご契約者様側で直接サーバー会社とご契約されているお客様において、サーバー障害に関する緊急時サポートは、貴社が直接契約されているサーバー会社（ドメイン会社）様の専用サポートを重複してお問い合わせ頂くことも可能です。）

（当社ではサーバー会社、ドメイン会社側に起因する障害の復旧対応、復旧時間予測は、サービスの仕組み上、行えません。）

## 4. サーバー管理は「貴社の代わりに作業代行するサポート」です。（ベストエフォート型）

ご同意チェック

弊社の行うサーバー管理は、「貴社が契約（調達）したサーバーの一部管理代行委託を受け、作業代行する形」となります。サポートでの弊社の役割については、「**弊社はサーバー会社（又はドメイン会社）ではない。起きた現象に対応を代行するサポーターである**」という、切り分け意識がお客様には必要となります。尚、サービスの弊社通常のサポート範囲を超える、本来、実質のサーバー仕入先会社側に帰属するような責任については、仕組み上、弊社では根本的な処置ができかねる範囲になるため、弊社での責任を負いかねます。

## 5. ルート権限（root 権限）は弊社が代行運用となります（弊社にてサーバーレンタルされた場合）

ご同意チェック

ルート権限は仕組み上、弊社で代行運用所有しております。ルート権限を要する作業（再起動など）の対応時間や時間外対応は保障していません。

## 6. 収容コンテンツ運用は自己責任・自己解決が原則。コンテンツ稼働保障やサポートは一切行いません ご同意チェック

お客様が独自制作（開発）したコンテンツ、お客様が契約したサーバー会社の CGI、データベース系ソフト<MySQL/PostgreSQL>、メーリングリスト、google apps の導入後フォロー、インストールしたソフト類（WordPress など）の自己責任運用範囲の運用サポートや、お客様側 PC 環境に関する事項などに関する諸問題（各種メールソフト設定サポートなど）、本来、システム開発会社などの第三者がサポート介入して、コンテンツ運用が成り立つサポート案件は、基本的には、弊社のサポート対象外となります。（ただし、弊社が有償サポートとして取り扱いを認めたケースを除く。）

サーバーで稼働させるコンテンツの運用は、お客様側の「自己責任・自己解決」での運用をお願いします。弊社の作業範囲は、弊社で行う各種「インストール作業」や「初期環境設定」までとなり、その後は全てお客様のビジネス範囲となります。弊社は、仕組み上、お客様が契約したサーバー会社側のサーバーへ収容する全てのコンテンツに関する正常稼働保証、運用サポート、運用上の細かい調査事項やビジネス成果への責任保障など一切行っておりません。（尚、CGI、データベース系ソフト<MySQL/PostgreSQL など、メーリングリストなど>また、インストールする各種ツール、アプリケーション類において、貴社において、導入後の技術的運用が困難な方については、トラブル回避のため、インストール作業などをあらかじめお断りするケースもございます。）

## 7. マンツーマンの専任対応なし／オンラインサービスのため導入後に貴社へお伺いできません ご同意チェック

全てのサポートご対応は、多数のお客様共同での一括サポートとなります。弊社では、現在、できる限り、スムーズなサポート対応を心がけておりますが、業務多忙時など、サポート対応までお時間がかかるケースについては、何卒ご了承ください。また、弊社がサポート範囲外とした、限度を越えるマンツーマンの対応をお求めになる場合や、複雑かつ頻繁に協議が行われないと運用できない類いのコンテンツ運用目的のご利用はいただけません。（例えば、サービス範囲を超える、各種の細かい調査依頼やご質問は、その調査時間や回答メール 1 通の作成にも、多大な工数と時間を要します。）

尚、貴社のクライアント様（エンドユーザー様）と弊社との直接的な対応は一切行いません。弊社サービスは、フランチャイズビジネスのように、ビジネスの全てをマネジメントし対応成果を保障する商品ではなく、サービス導入後の営業成果・コンテンツ稼働・収益を保証するものではありません。また、当サービスは、直接対面を有しない**オンラインサービス**となります。当社サービス納品後、できる限り安く高品質なサービス提供を実現するため、貴社へ相談・会議・営業プロジェクトへの参加や、商品特性上、仕方なく起こる問題への説明、謝罪訪問などにおいても、一切お伺いできません。予めご了承下さい。

## 8. 弊社サービス・コンセプトへご理解のある「貴社の専任担当者」設置が原則です ご同意チェック

弊社サービスでは、弊社サービス・コンセプトについてご理解頂ける「貴社登録担当者様の在籍」がご利用の条件になります。日常の基本的な弊社へのご連絡は、弊社が同意したご登録担当者様のみのご対応とさせていただきます。

（IT 業界では、基本的な知識を持った登録担当者制はごく一般的手法となります。）仮に担当者変更され、その後、弊社サービス・コンセプトへのご理解など頂けないと弊社が判断した場合は、サービスご継続は頂けないケースもございます。（ご理解のないご担当者様ですと、サービスに関しての説明事項や、対応メール・電話など対応時間・範囲が提供価格の範囲を超え、ご理解不足から対応が苦しいものとなり、トラブルになるケースもあるため、ご対応できかねます。）

また再講習の場合、再講習費用を頂きます。予めご了承下さい。

## 9. サーバー会社側の設備や仕様で起因する障害、不具合へのご理解 ご同意チェック

サーバー会社側の設備や仕様、特性に関する諸問題（障害や不具合、防ぎようのない攻撃、ハッキング、サイト改ざん等）については、弊社サービスでは、仕組み上、弊社が補償や対応ができかねる範囲であるため、一切の責任を負いかねます。（保障できない範囲に責任が及ぶとサービスご提供がなりたいなくなる仕組みや関係性を何卒、ご理解ください。）

サーバーの障害などについては、基本的には、貴社がご契約・お使いを頂いているサーバー提供会社のサポート窓口にて、お問合せ等、お願い申し上げます。障害への復旧対応、サーバー提供会社側でしか分からない細かな調査、原因究明、弊社からの障害報告などは、仕組み上、弊社では行うことができません。

一般知識として、世間一般のサーバー会社（データセンター）のサーバーは、24 時間 365 日、日夜、過酷な環境で稼働しており、予期せぬサーバーの障害は必ず発生します。（数 10 分～約数時間の停止など。）障害もしくは不具合の原因としては、サーバー筐体や周辺機器などの故障、部品消耗、ネットワーク・トラフィック障害、外部からのアタック（攻撃）、アクセス数過多、各種ツールの不具合、不慮の失敗・設定ミス、万が一、サーバー管理者側による不慮の至らぬ成果、契約者様側要因の収容コンテンツの成果など、予期せぬダウン・不調の原因は数多く存在します。

また、障害時以外でも、サーバー管理代行を行う弊社においても、予期せぬ複雑なケースを含む、サーバー管理作業の上で、不慮の現象により、不具合が発生するケースがある場合があります。（予期せぬ人為的設定ミスなど含む。）この場合の不具合については、弊社にご連絡を頂ければ、免責範囲内での復旧サポートは行いますが、ビジネスモデルの特性上、確実な稼働成果保証や、トラブルの際の金銭的な補償は一切できかねます。あらかじめご了承の程、お願い申し上げます。

## 10. やむを得ない仕様変更・廃止、アップグレード・セキュリティ面・特別作業費について

ご同意チェック

IT 業界の流れはやく、全てのサービスが様々な形で、やむを得ず、仕様変更、廃止、価格改定（値上げ含む）などが行われる場合があります。サービス運営上、長期ご使用のサーバー環境自体の見直し（環境移行・サーバー追加・コース変更など）のお願いや、各種アプリケーション、ツール、ソフト類のバージョン変更などによるお客様側のご使用環境変更または移行に関するお願いやご指示をさせて頂き、柔軟にお従い頂くケースもございます。

この他、収容ドメイン数が50個を越える場合や、それに満たなくても、それ以上のドメイン追加は別サーバーでの運用が望ましいと弊社が判断した場合は、オプションサービスの追加や、2契約目以降の追加（複数契約締結）を行って頂くケースはございます。これらについてご契約者様には、予めご同意頂いたものといたします。

また、ご契約いただいた他社サーバー会社側や弊社で行う日常のサービスソフトウェア（OS、データベース、各サービスソフトウェア）アップデート作業や各種修補（修正作業）は、一般的データセンターでは不可欠な作業です。契約者側で作成・収容したソフトウェア・プログラム等が、当修補により予期せぬ障害、動作不調が起こりえることは想定され、その際の契約者作成のソフトウェア・プログラムが正常稼動・復旧するための作業については、契約者様ご負担を原則とします。当社は、当社がそのサーバー及びソフトウェア環境の修補を行い、またはこれを行わないことにより、契約者に生じた損害について、当社は一切の責任を負いません。この他、WEBサーバーのセキュリティ強化の観点から、デフォルト（初期状態）で、若干高めめのセキュリティ設定をさせて頂いており、その関係上、何らかのアプリケーションをインストールもしくは稼動させようとした場合、支障が出るケースでは、リセラー様とのご相談の上、セキュリティ設定の調整・緩和などさせて頂いていただきます。（尚、稼動自体を保障するものではありません。ご了承下さい。）また、サーバーやネットワーク、またはサービス全般に関するお問い合わせ事項について、調査・対応に時間を要するケースでは、別途の有償作業・調査費用を頂きます。

## 11. 弊社サービスのコンセプトへご理解を頂けない場合はご提供を中止させて頂きます

ご同意チェック

下記のようなお客様については、弊社サービス運営において支障をきたすため、ご利用をお断りさせていただきます。

### サービスのコンセプト面

- ・弊社サービスのご利用用途やコンセプトへのご理解がないために、頻繁にトラブルに起こり、弊社が対応困難と判断した場合。
- ・サーバーやネットワーク特性、障害へ、寛容なご理解を頂けないお客様。ビジネスモデル的に無理な要望をお求めになるお客様。

### 通常サポート面

- ・サービス特性をご理解頂いた上での「寛容なご理解」「柔軟であたたかいお気持ち」を頂けないお客様。
- ・通常サポートの範囲を超える、作業工数や緊密性、サポート専任性、責任性を厳しく問われるお客様。
- ・当社サポート対応時間外に頻繁にサポートを要求される方。また、対応までの時間や対応成果を厳しく訴求されるお客様。
- ・サーバー会社側の障害や、やむを得ない不具合全般に関して、弊社へ責任に問われるお客様。
- ・弊社の電話料金負担での電話サポートをお求めになる方。（携帯電話への弊社通話料負担サポートをお求めになる方。）

### お客様側の窓口担当者面

- ・ご登録されるお客様側の窓口担当者が頻繁に替わり、それにより弊社サービス提供持続へ支障が出る場合。

### サポート対象外のお客様コンテンツ面

- ・お客様側で作成した収容コンテンツ稼動状況や、ビジネスプロジェクトの成果（収益面・開発面）まで、弊社へ細かいサポート性や最終責任性を問われるお客様。（本来、お客様側制作コンテンツは自己責任・自己解決が原則となります。）

### 技術運用面

- ・ホスティング利用の可否がビジネスを左右し、何かあった場合、過度の責任問題を問われる様なサーバーもしくはドメイン。
- ・仮に流出した場合に被害が甚大な顧客データベースの運用。
- ・本来 root 権限を自社運用が望ましく、各種調査や細かいカスタマイズ志向のある本格的なサーバー運用が必要な場合。
- ・アクセス過多や、弊社サービス運営上、好ましくないコンテンツ運用をされる場合。（違法コンテンツ、アダルトコンテンツ等）

### その他

- ・その他、弊社がサービス提供・運用に差し支えると判断した全ての要因。



## 12. 毎月のご利用料金のお支払い遅延は厳禁／支払い遅延時のサービス一時停止について

ご同意チェック

ご利用料金のお支払いは、毎月の口座振替（自動引落）に関して、絶対に引き落とし不能による、滞納（支払い遅延）をされないことが大原則となります。

当サービスは、「ホスティング再販売」を主体としたサービスにつき、ご契約の再販業者様が、弊社費用のお支払いの健全性可否が、サービスご提供における重要な審査基準となります。

健全なお支払いが成されない企業様の場合、サーバーに收容されたドメインユーザー様へのサービス維持リスクへ影響する可能性があるため、頻繁にお支払い遅延されるご利用企業様は、サービスご継続を頂くことはできません。

また、お引落ができないことが発覚した時点で、サービス一時停止をさせていただく形になり、また延滞手数料も加算されます。なお、サービス一時停止などに関して被った全ての諸問題・被害について、弊社では一切の責任を負いかねます。

また仮にサービスご解約時には、收容ドメイン・コンテンツについて、エンドユーザーにご迷惑がかからぬよう、サーバー他社移転など、最後まで責任を持って事後処理されることが条件となります。

## 13. 免責 一切の保障・返金を行わないことが基本となります

ご同意チェック

サーバーやネットワークの世界は、不確定要素の中で成り立っているものです。ある種、完全（絶対的）ではなく、不完全、かつ偶然ともいえるつながりをベースに構築されている世界といえます。これらの背景があることから、世間一般のレンタルサーバー関連サービスでは、本来、いかなる障害や不具合（例：サーバー停止や、予期せぬコンテンツデータの滅失・毀損・喪失・漏洩、多数作業上のやむを得ない人的不備（過失）など）が発生した場合でも、一切の補償/保障（金銭面・品質面など全般）や責任を負わないことを前提に成り立っております。契約者様は、本件サービス利用に基づいて生じる、契約者、第三者について生じた損害や、慢性的な不具合に関しても、当社並びに、その従業員の過失の有無を問わず、一切の保障や責任を負担しないことを確約し、予めご同意頂いたものとします。

以上。

# ホスティングリセラー サービス約款

## 第1節 総則

### 第1条 (基本サービス)

各用語は、次のような意味を有するものとする。株式会社ホスティングリセラー：「当社」、顧客：「契約者」。  
「本件サービス」：当社もしくは、契約者が調達したデータセンター内にあるインターネットサーバー環境に関して、適宜提供するインターネット関連に付随する技術的環境を提供し、インターネット上から契約者のアクセスならびに契約者の顧客の閲覧を可能にするサービス。契約者は本契約に違反しない範囲で、レンタルサーバー業務に関する再販売を行うことができるものとする。本件サービス内容の変更は、当社が必要と判断した場合、契約者の承諾なしに行うことができるものとする。

### 第2条 (利用契約の範囲および変更)

1. 本契約は、契約者と当社との一切の「本件サービス」利用に関して適用されるものとする。
2. 当社は契約者の承諾を得ることなく本契約の内容を変更できるものとし、この場合、料金その他の各種条件は変更後の利用契約に従うものとする。変更について、抜本的変更と当社が判断した場合に限り、ホームページ及びE-mail等で会員に告知するものとする。

## 第2節 利用契約

### 第3条 (利用期間の単位及びペナルティ等)

1. 最低契約期間6ヶ月はサービスを利用するものとする。
2. 契約者は、最低期間が経過するまでの間、解約はできないものとする。なお、当社が、同意した場合を除くものとし、例外的に最低期間経過前に同社の同意を得て解約を行う場合、契約者は、違約金として、残り期間の8割の費用負担をするものとする。

### 第4条 (利用起算日)

利用期間の起算日は当社から「本件サービス開始に関する通知」に記載する利用開始日に基づくものとする。

### 第5条 (利用契約の単位)

1. 当社との間の利用契約は、ひとつの利用契約につき一つ与えられ、ひとつの契約者が調達したサーバーに専用領域を設定しそれをもって利用契約単位とする。
2. 本件サービスを一法人で複数契約する場合は、複数の利用契約を結ぶものとする。

## 第3節 契約者の義務

### 第6条 (契約者の支払義務)

1. 契約者は、当社に対し、初期費用、基本料金及び、その他適宜当社から通知される全ての料金及び手数料を支払うものとする。
2. 契約者は、契約者自身の「本件サービス」の利用に関連して課税される一切の税金を負担するものとする。

### 第7条 (費用支払い)

#### 1. 一般

- (1) 費用の支払いは全て、当社が指定する預金口座振替サービス（契約者の指定した金融機関口座より口座振替（自動引落）の方式にて、契約者は当社へ費用の支払いをするものとする。契約者が指定できる引落先金融機関は当社が用意した預金口座振替サービスに対応した金融機関とする。
- (2) 当社は、請求月には引落日の事前に請求書を契約者へ送付するものとする。
- (3) 当社の顧客管理上における契約者への請求書等の書面送付先名義は、当社の指定する預金口座振替サービスで、契約者が記入した口座引落者名義と同期する形となる。当社の上承のない場合は、契約者名（請求書送付先名義）と口座の引落先名義は、当社顧客管理上、一致するものとする。

## 2. 詳細

- (1) 初回の請求費用（入会金及び、初回の本件サービス提供準備時にかかったドメイン関連費用・オプションサービス利用料等の初期費用）の支払いは、サービス納品見込みの月であれば、当月に請求できるものとする。当社は、最短の当社指定の口座振替日（毎月月末27日／土日祝の場合、翌営業日）の引落手続きができるものとし、口座振替日事前に契約者へ請求書を送付し、契約者は当社の指定日に費用を支払うものとする。
- (2) 毎月の本件サービス利用料金については当月分を毎月当月払いとして、契約者は当社へ費用の支払いをするものとする。
- (3) 各種サポート費用（ドメイン関連費用等）は、個々のドメインが当社サーバー上で使用可能（納品）となる前段階においても、取得及び乗り換え等の作業が当月に完了する見込みのものについては、当月請求分として、当社は引落日事前に契約者へ請求書を送付し、当月に請求することができるものとする。当社の当月請求項目の決定は、当社の預金口座振替サービスを統括する金融機関が定めた請求データ提出期限に従い、当月の請求項目を決定しており、取得・乗り換え申し込みを受けたドメインについて、当月に取得及び乗り換え等作業が完了する見込みの関連費用は、当期限時点において、当月の請求項目として請求処理される形となる。尚、当社の預金口座振替サービスを統括する金融機関が定めた請求データ提出期限については、契約者から日程開示を求められた場合、当社は契約者に対し、情報を開示するものとする。

### 第8条（変更の届出）

1. 契約者は当社への届出内容に変更があった場合には、届出内容の変更を証明する書類を添えて、変更時より10日以内に、速やかに当社に変更の届出連絡をするものとする。
2. 本条に定める変更の届出がなかったことで契約者が不利益を被ったとしても、当社は一切その責任を負わないものとする。

### 第9条（利用権及び提供コンテンツの譲渡・再利用・第三者委託の禁止）

1. 別途格別な合意がある場合を除き、契約者は「本件サービス」の利用に関する権利を第三者に譲渡もしくは売買、名義変更、質権の設定その他の担保に供する等の行為はできないものとする。
2. 契約者は、当社より提供した各種ツールに関して、いかなる時も第三者に譲渡もしくは売買、名義変更、質権の設定その他、当社の了解のない処分行為一切を行わないものとする。
3. 本件サービス業務自体の第三者への業務委託を行ってはならない。
4. 契約者は、「本件サービス」を事情により退会する場合、当社より提供した各種ツールは返納頂き、その後、複製したツールを利用及び販売してはならない。当行為が発覚した場合、契約者は、「本件サービス」利用中、退会後にかかわらず、権利の取り戻しに要した費用など、当社が被った被害に関する損害賠償の義務を負うものとする。

### 第4節 設備、保証

#### 第10条（設備等）

1. 契約者は、「本件サービス」にアクセスするために必要な電話設備及びその他の設備につき責任を負担し、それら一切を自己の負担で提供するものとする。
2. 上記の設備またはソフトウェアが当社の他の業務を妨害していると認められる場合は、当社は事前の通告なしに契約者の設備及びソフトウェアの接続を断ち、あるいは使用を中止させる事ができる。また、契約者は、当社設備に対するハッキング行為及びクラッキング行為を行った場合、本件サービスの提供を停止し、被った被害に関する損害賠償の義務を負うものとする。
3. 契約者は、アクセス用の設備、「本件サービス」へのアクセス手法及び「本件サービス」の利用方法について、当社の定める条件を遵守するものとする。

#### 第11条（保証）

1. 当社は、「本件サービス」に関して、明示、黙示を問わず一切の保証を与えず、提供される時点で有する状態でのみ提供するものとする。
2. 「本件サービス」の品質及び成果に関する一切のリスクは契約者が負担するものとする。

3. 当社は、本件サービス利用に基づいて生じる、契約者、第三者において生じた損害について、当社並びにその従業員の過失の有無を問わず、一切の責任を負担しないものとする。  
また「本件サービス」の利用（あるいは利用不能）に基づいて発生する特別損害（戦争、暴動、同盟罷業、内戦等が発生したこと、または通商を禁止する措置、天災、火災、洪水、交通機関の運行の停止や遅延、電気通信の障害や遅延が生じたこと等や、ウイルスの配布やクラッキング等）や、付随的損害、あるいは派生的損害については、一例としてコンテンツデータの滅失・毀損・喪失、あるいは利益の喪失から生じる損害が挙げられるが、いかなる場合においても、誰に対しても、当社あるいはその従業員が責任を負担することはないものとする。コンテンツデータのバックアップ体制があるサーバー環境を契約者が利用している場合、当社では、契約者情報の安全を保証しないことを契約者は認めるものし、当社は、一切の責任を負わない。またサーバー環境に保存されたデータ等の毀滅に備えて、契約者もしくは、契約者下の顧客側でも定期的にその複製を行うことを強く行うよう努めなければならない。
4. 契約者が「本件サービス」を利用することにより第三者に対して損害を与えた場合、当該契約者は自己の責任により解決するものとし、当社には一切の損害を与えないものとし、万一、当社に損害が発生した場合、当該損害賠償額を甲が乙に対して支払うものとする。
5. 契約者が第12条、及び第13条のいずれかに該当することにより、当社が損害を被った場合、当社が当該契約者の「本件サービス」を解除したか否かにかかわらず、当該契約者は当社に対して損害賠償の義務を負うものとする。
6. 本件サービスにおいてオプションで配布されるツール・商材（サーバー環境や付随ソフトを除く）などは、内容（品質）を保証されたものではなく、あくまでも契約者側でカスタマイズし完成するための雛形であることを契約者は了承したものであるものとする。当オプションで配布されるツール・商材に関して当社は何ら責任を負わないものとする。

## 第5節 提供の停止

### 第12条（提供の停止）

1. 当社は、契約者が次の項目のいずれかに該当する場合、本契約約款に違反する場合、基本契約書添付同意事項書に反する場合には、利用契約に基づく本件サービスの提供を通知なくして停止することができる。
  - (1) 利用契約に基づく本件サービスの料金、割増金または遅延損害金等を支払期限が経過してもなお、支払わない時
  - (2) 契約者が指定した料金引き落とし口座から引き落としができなかった場合
  - (3) 国内外の諸法令または公序良俗に反する様態において本件サービスを利用したとき
  - (4) 風俗、アダルトに関する情報、未成年者や青少年の利用を制限する情報を流したとき、またはそれに類するかあるいは不適当と当社が判断した情報を流したとき
  - (5) 当社、他の契約者または第三者の著作権、財産、プライバシーを侵害する場合
  - (6) 当社、他の契約者または第三者を誹謗中傷する情報を流したとき
  - (7) リセラー契約の申込書に虚偽の事項を記載したことが判明したとき
  - (8) そのほか当社が契約者として不適当と判断し、同意事項書、各契約条項に照らし、以後の契約継続が困難である場合
2. 契約者の第1項規定違反による本件サービス提供の停止がなされた場合について、その後当社から再三の規約違反に関する対応連絡（料金滞納分の期限までの支払いなど含む）にも、1ヶ月経過してもなお事態が改善されない場合は、本件サービス提供の停止のほか、契約者は下記の事項にも予め同意したものとする。
  - (1) 本件サービス停止後、契約者が所有するサーバーに関する一切の責任、収容データに関する保障は一切行わない。
  - (2) サーバー停止後の当社のサーバーに収容された各ドメインの維持について、当社が定めた費用の支払い期限などに契約者が応じない場合、全てのドメインについて、次回の権利更新を行わず、ドメインは権利消滅するものとする。この場合でも、当社には一切の責任は生じないものとし、当該権利消滅に伴う一切の不利益については、契約者が負担するものとする。
  - (3) 契約者が取り扱いドメインの解約対応せず、手続き放棄とみなしたドメインについては、ドメイン所有者（エンドユーザー）の救済的措置として、当社判断により、他社移転や他社へ取引権譲渡、当社直接契約などを行うケースにおいては、契約者はあらかじめ、同意したものとする。このケースで他社移転、取引権譲渡など行われたドメインの処遇について、契約者は一切の権限を失うものとする。

### 第13条（禁止事項）

1. 本件サービス契約に当たり、次の行為を禁止する。

- (1) アダルト情報の提供。契約者は、当社の提供する本件サービスを利用して、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年7月10日法律第122号）（以下、「風俗営業法」という。）の定める性風俗特殊営業を行い、もしくは第三者にこれを行わせ、または風俗営業法の定める性風俗特殊営業に関する情報を第三者の閲覧もしくは利用に供し、または第三者にこれを供させてはいけない。その他、契約者は、当社の提供する本件サービスを利用して、文字、画像、音声またはその他の何らかの方法により、性的な好奇心をあおる情報を第三者の閲覧もしくは利用に供し、または第三者にこれを供させてはいけない。
- (2) 他人の著作物及びプログラムをその著作者に許可なく無断で転用すること。
- (3) 虚偽の情報を提供する等して第三者に不利益をもたらすこと。
- (4) 誹謗、中傷等公序良俗に反する情報を流すこと。
- (5) 当社設備に対するハッキング行為及びクラッキング行為。
- (6) スпамメールに該当すると当社が判断するメールを発信すること。その他、法律に反すると判断される行為をすること。
- (7) サーバーへ過大な負荷を与えることの禁止。（チャットコンテンツの禁止。及びサーバー内で負荷の高いCGIを使用する行為の禁止、及び乱用行為の禁止。）本件サービスにおいて、サーバーは定められた機能の範囲内でのみ稼働しており、過大な負荷などにより、サーバーの機能が停止してしまう場合は、あくまでも契約者の利用責任の範囲内であるため、契約者は当事項を認識し、本件サービスを利用するものとする。
- (8) 当社、他の契約者または第三者の著作権、財産、プライバシーを侵害する行為。
- (9) 契約者は本件サービスを使い再販事業等を行う際、第三者及び広報・パンフレット資料に、当社サービスの契約者であることを公表してはならない。また、本件契約者のサーバーに収容されたドメイン所有者（契約者の取引顧客）から、当社へ直接、連絡のやりとりをされる行為全般。但し、当社より特別に許可した場合は、この限りではない。

### 第14条（本件サービスの廃止）

1. 当社は、都合により利用契約に基づく本件サービスの特定品目の提供を廃止することがある。
2. 当社は、前項の規定により本件サービスを廃止するときは、契約者に対し廃止の1ヶ月前までに当社の提供する手段（当社が適当と判断する手段）により、その旨を通知するものとする。

## 第6節 契約の解除

### 第15条（利用契約の解除）

1. 本件サービスは、契約者が申し出た通常解約並びに、契約者側の事由による各種契約違反（費用滞納や連絡不通状況等）の場合に解除することができる。
2. 契約者は、当社に対して、弊社の指定する所定の方法にて事前通告することにより、利用契約を解除することができるものとする。利用契約解除の効力は、当社に当該通知があった月の末日または解除の効力が生じる日として指定した月の末日のいずれか遅い日に生じるものとする。
3. 本件サービスの解約の際は、サーバーに収容された顧客ドメインの解約（削除もしくは他社サーバー移転など）については、契約者の責任とする。
4. 利用契約を解除した場合であっても、当社は既に受領した利用料その他の金員の返還は一切行わない。
5. 利用契約の解除の場合、当該時点において発生している利用料金その他の債務（違約金を含む）の履行は第6条（契約者の支払義務）に基づいてなされるものとする。なお、第6条（契約者の支払義務）に定めのない事項については、契約者は当社の請求に従うものとする。
6. 利用契約の解除の場合、当該時点において発生している利用料金その他の債務（違約金を含む）の履行は第6条（契約者の支払義務）に基づいてなされるものとする。なお、第6条（契約者の支払義務）に定めのない事項については、契約者は当社の請求に従うものとする。

### 第16条（解除の効果）

1. 当社が本契約第15条（利用契約の解除）および第12条（提供の停止）に従って「本件サービス」利用の解除または停止させた場合に、その後、契約者が契約したサーバー内で発生する不具合などについては、当社は一切責任を負わないものとする。
2. 契約者の責任及び契約者に対する制限の全てに関する各条項は利用契約の終了後も継続して効力を維持するものとし、契約者は本件サービス利用期間及び期間経過後を問わず本契約違反により被った当社の一切の損害を賠償するものとする。



## 第7節 ドメイン名

### 第17条 (ドメイン名)

#### 1. 「当社がドメインの維持更新窓口となるケース」

- (1) 第1条に定める「本件サービス」により割り当てられたドメイン名は各国際レジストラ機関及び国際レジストラ機関がそれぞれ割り当てるものであり、契約者はドメイン名の利用について、各レジストラ機関が定める規程等に従うものとする。
- (2) 契約者はドメイン名の申請および管理に関して、当社、各レジストラ機関が要求する全ての書類を当社に提出しなければならないものとする。
- (3) 各レジストラ機関によりドメイン名が取り消されたことをもって当社にその存在を主張することはできないものとする。また、当該取り消しについては、当社は何ら責めを負わないものとする。
- (4) ドメイン維持費に関する事項
  1. 当社より契約者へ請求するドメイン維持費は、ドメイン管理機関（レジストラ）より請求される維持費実費に当社の支払い管理代行手数料を含んだものとする。
  2. ドメイン維持費は、レジストラ機関が定めたドメインの次回満了期限年月の1ヶ月前に当社は、当サービス契約者に対してドメイン維持費を請求するものとする。
  3. 契約者もしくは契約者の顧客（エンドユーザー）の事情により、不要となったドメイン（解約希望ドメイン）が発生した場合は、ドメインの次回満了期限年月の2ヶ月前までにその旨を契約者は当社に申し出て、所定の解約・削除手続きを行うものとする。場合により、当社の定めたドメイン解約申請期限を経過した時点の解約を申し出た場合でも、次回のドメイン維持費について、レジストラ機関からの当社への請求を停止できた場合は、当社は契約者からの対象ドメイン解約手続きに応ずるものとする。但し、レジストラ機関からの当社への請求を停止できなかった場合は、次年度分の所定のドメイン維持費を契約者は当社へ支払うものとする。

#### 2. 「契約者が選択したドメイン管理会社をお使いになられるケース」

- (1) 第1条に定める「本件サービス」により割り当てられたドメイン名は、契約者が契約する各ドメイン会社（各レジストラ機関）が定める規程等に従うものとする。
- (2) 契約者と、契約者が直接取り引きする各ドメイン会社間で起きた諸問題については当社は一切責任を負わないものとする。
- (3) レジストラ機関によりドメイン名が取り消されたことをもって当社にその存在を主張することはできないものとする。また、当該取り消しについては、当社は何ら責めを負わないものとする。

## 第8節 免責と保障範囲

### 第18条 (免責)

1. 当社は、次の各号に掲げるいずれかの事由により契約者または第三者に生じた損害について、当社の過失の有無に関わらず、一切の責任を負わない。
  - (1) 契約者が調達したサーバー会社、ドメイン会社側の要因による一切の不具合、障害、トラブルなど。
  - (2) 不確定要素の高いインターネットの世界において、やむを得ないトラブルや、当社の作業中に発生する、不慮の失敗・設定ミス全て。（人為的ミスも含む。）
  - (3) サーバー及びソフトウェア環境に蓄積または転送されたデータ、プログラムおよびその他一切の電磁的記録（以下、単に「データ等」という。）が滅失し、毀損し、または外部に漏れたこと。
  - (4) 契約者または第三者がサーバー及びソフトウェア環境に接続することができず、またはサーバー及びソフトウェア環境に接続するために多くの時間を要したこと。
  - (5) 契約者または第三者がサーバー及びソフトウェア環境に蓄積されたデータ等を他所に転送することができず、またはこれを他所に転送するために多くの時間を要したこと。
2. 当社は、前項各号に掲げる事由によるもののほか、本件サービス自体により契約者または第三者に生じた損害および本件サービスに関連して契約者または第三者に生じた損害について、当社の過失の有無やその程度に関わらず、一切の責任を負わない。

### 3. 当社及び契約者が調達したデータセンター側が自発的に行う修補(修正・アップグレード作業等)

- (1) 当社はサーバー及びソフトウェア環境において、下記のいずれかの事由が生じたときは、当社は、次条において定める契約者の依頼がない場合であっても、次の各号に掲げるものの中からいずれかの方法を選んでそのサーバー及びソフトウェア環境の修補を行うことがある。
  - ・サーバーを動作させているサーバーの筐体の取替及び仕様変更
  - ・基本ソフトウェアの再インストール、アップグレード、修正作業
  - ・その他の修補
- (2) 修補は一般的データセンターにおいては、不可欠な作業であり、当データセンター環境下に収容した契約者作成のソフトウェア・プログラムなどが、当修補により予期せぬ障害、動作不調が起これることはあらかじめ想定され、その際の契約者作成のソフトウェア・プログラムが正常稼働・復旧するための作業については、契約者負担を原則とする。
- (3) 当社は、当社がそのサーバー及びソフトウェア環境の修補を行い、またはこれを行わないことにより、契約者に生じた損害について、一切の責任を負わない。

### 4. 経路等の障害について

- (1) 当社は、当社が契約者に対し提供するサーバー及びソフトウェア環境の提供に際して、当社が利用する電気通信事業者の設備の故障等により、本件サービスを適切に利用することができなくなった場合であっても、これにより契約者に生じた損害について、一切の責任を負わない。

## 第19条 (秘密保持)

1. 本契約に関して知り得た情報一切については、本契約期間中、期間後を問わず、当社の同意なくして、第三者へ開示してはいけないものとする。
2. 当社は、電子メール通信履歴に関しては、次項の場合を除いて、これを原則として契約者と第三者のいずれにも公開しないものとする。
3. 当社は、公安当局からの捜査上の要請に基づいて書面による正式な協力要請があった場合等、法令に基づく開示請求があった場合、契約者の合意なしに通信履歴を開示する場合がある。
4. 当社は管理者IDとパスワードの電話による問合せに関しては、問合せ者が本人の場合であっても、電話による回答はしないものとする。
5. 契約者は、管理者IDとパスワードの電話による問合せに関しては、別途当社の定める通信方法によってのみ回答するものとし、契約者は、緊急の場合も含め、即時の回答ができないことがあることを承諾するものとする。

## 第20条 (損害賠償)

1. 当社は、契約者に対して発生した全ての損害に対しいかなる責任をも負わないものとし、一切の損害賠償をする義務はないものとする。
2. 契約者が第12条等に該当することにより、当社が損害を被った場合、契約者は当社に対して利用契約の解除の有無、契約者の過失の有無を問わず、損害賠償の義務を負うものとする。

## 第21条 (サポート)

1. 当社は本件サービスの契約者よりサービス運用に関する問い合わせを受けた場合、当社が必要と判断する範囲での対応、サポート、アドバイスを契約者へ提供するものとする。
2. 当社は契約者に関するサポートについて、通常サポートの範囲を超え、有償サポートが必要であると当社が判断した場合は、その旨を契約者に伝え、有償サポートを行うものとする。当該有償サポートに要した費用については、契約者において負担するものとする。
3. 契約者と契約者の顧客(エンドユーザー)間のあらゆる相談・サポートは、エンドユーザーへのサービス提供主である契約者の責任にて行われるものとする。当社は、契約者の顧客エンドユーザーからの直接の相談・サポートは、当社が認めた場合を除いて行わないものとする。
4. 契約者と契約者の顧客(エンドユーザー)間において生じた全ての損害、トラブルに関し、当社はいかなる責任をも負わないものとし、一切の損害賠償をする義務はないものとする。万一、当該トラブルにおいて、当社が何らかの費用負担(弁護士費用、裁判費用等)が生じた場合においては、当該費用は契約者が負担するものとする。

## 第22条 (合意管轄)

当社と契約者との間で訴訟が生じた場合、当社所在地を管轄する裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。